

「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」 設置要綱

1 目的

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）第3条第2項において、国は、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとしていることを踏まえ、除去土壌等の減容・再生利用に係る技術開発戦略、再生利用の促進に係る事項等について検討を行うため、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」（以下「検討会」という）を設置する。

2 検討事項

検討会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 減容・再生利用に係る技術開発戦略に係る事項
- (2) 再生利用の促進に係る事項
- (3) その他、減容・再生利用技術の開発等に関して必要となる事項

3 検討会の構成

- (1) 検討会は、環境省環境再生・資源循環局長が、上記2の検討事項に関する学識経験者（別紙）の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の座長及び副座長は、委員の互選により選任する。
- (3) 座長は、検討会の議事運営に当たる。
- (4) 座長に事故等があるときには、副座長がその職務を代行する。
- (5) 専門の事項を検討するため必要があるときは、検討会にワーキング・グループ又は臨時委員を置くことができる。
- (6) 検討会は、必要に応じ関係者から意見聴取を行うことができる。

4 事務

検討会の事務は、環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室が行う。

5 その他

- (1) 検討会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより委員間の率直な意見の交換、事業者の技術情報等の適正な管理が損なわれるおそれがある場合、その他座長が必要と認める場合については、非公開とすることができる。
- (2) 検討会の運営に関し本設置要綱に定めのない事項については、必要に応じ別途座長が定める。